

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

すべての職員に対し、「仕事」と「子育て」を両立させることができるように「働きやすい環境」を作り、個々の能力が十分発揮できるように雇用環境の整備を行うべく、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1

育児・介護休業後の職員の復帰を支援する。

○対策

- ▶ 院内の講演会、研修会、勉強会やイベントなどの情報を提供し、休業中も参加できるようにする。病院全体、職場内の業務内容を含めた新しい情報をホームページなどを通じてタイムリーに提供する。
- ▶ 自宅で学習可能な資料や教材を提供し、スムーズに復帰できるようにする。

目標 2

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を行う。

○対策

- ▶ 新規採用者に対しては、入職時のオリエンテーションで書面による周知を行う。既採用者に対しては、育児・介護休業の申請時に再度、諸制度の説明を行う。
- ▶ 院内電子掲示板やイントラネット（サイボウズやデジタルサイネージ）を活用した周知を継続して行う。